



## 第二十四回

# 子ども手当の負担に地方の反乱

子ども手当と言えば、民主党政権の看板とも言える政策ですが、これに対する地方の反発が強まっています。二年目となる二〇一一年度も、初年度と同様、地方に負担を求める仕組みを継続することにしたためです。地方分権とはどう関係するのでしょうか。

### 当座しのぎの便法

民主党は、子どもは社会が育てるという考え方の下に、十五歳(中学生)までの子ども一人当たり月額二万六千円の支給を公約していました。財源不足のため、初年度は半分の同一万三千円の支給にとどまりました。二年目は、三歳未満の子どもに対しては同七千円上積みし、二万円を支給することになっています。

その費用分担ですが、二年目も財源不足は続き、初年度と同様の便法を使うことにしました。従来の児童手当に該当する分については、児童手当の仕組みをそのまま継続するというものです。児童手当は十二歳(小学生)までが対象で、支給額は一人当たり月額五千円―一万円。所得制限もありますから、子ども手当に比べれば、対象範囲が狭く、支給も少額です。児童手当の費用は、事業主が負担する分を除くと、国、都道府県、市町村がそれぞれ三分の一ずつ負担していました。二〇一一年度も、この負担割合を

継続するというのが政府案です。

子ども手当が月額で児童手当を上回る分や、子ども手当が新たに対象にした中学生の子どもに対する支給分など、以前の児童手当より増える費用については、国が全額負担することになります。二〇一一年度の子ども手当は総額二兆九千三百五十六億円で、そのうち地方の負担は五千五百四十九億円になる見込みです。

### 現金給付は国、現物給付は地方

国が採用した便法を、一年目は応急措置として渋々受け入れた地方も、費用負担が永続しそうな情勢に黙っていられなくなりました。二〇一一年度予算に子ども手当の地方負担分を計上しない自治体が相次ぎ、神奈川県のように国に対して意見書を提出した自治体もあります。

児童手当の際には、負担に同意していた自治体が子ども手当ではなぜ負担に反発しているのでしょうか。民主党は国が負担すると公言していたのに、公約違反ではないかというのが第一の理由です。しかし、それ以上に重要なのは、現金給付は国、サービスを含む現物給付は地方がそれぞれ分担すべきだという原則論です。

全国一律の子ども手当の支給には、地方の裁量の余地がありません。地方は支給の事務手続きの下請けをしているにすぎません。こういう

ものは、国の仕事であり、費用も国が負担すべきだというのが地方側の言い分です。

児童手当についても、地方分権の名目で、地方の負担が増えたことがあります。小泉内閣が進めた三位一体改革の一環として、国が三分の二、地方が三分の一という児童手当の負担割合を改め、二〇〇六年度から国が三分の一、地方が三分の二にしたのです。地方の負担が増えた分は、国から地方への税源移譲によって賄われましたから、地方全体としては損をしたわけではありませんが、当然ながら、それによって地方の裁量が増えることもありませんでした。分権改革としては、いかさま同然です。

これに対し、保育所や幼稚園の整備、児童相談所の相談体制など子どもが育ちやすい環境を整える仕事は、地域の実情に合わせて工夫する余地の広いものです。こういうものこそ地方が担うべきもので、それに必要な費用は自由に使える自主財源が望ましいということになります。この関係の国からの補助負担金は廃止・縮小して、その分、地方の一般財源を増やすというなら、分権に沿った政策と言えるでしょう。子どもは社会が育てるといふ理念は悪くありませんが、それなら当座しのぎではなく、それにあふさしい国と地方の役割分担の原則に沿った持続性のある制度の構築が必要でしょう。

ジャーナリスト  
**松本克夫**

Yoshio Matsumoto